## 令和4年度の特定保険料率に相当する 掛金率及び負担金率について

令和4年3月の共済CLIP号外でお伝えしたとおり、令和4年4月1日以降の短期掛金率は次のとおりです。



また、本年度における特定保険料率(※)に相当する掛金率及び負担金率は次のとおりです。

※当該年度における総報酬額に占める高齢者医療制度への拠出金の割合を示すものです。 これは、組合員と事業主(国)とが折半負担することとなっています。

## 特定保険料率に相当する掛金率及び負担金率

## 令和4年度 31.73/1.000

うち組合員負担分(掛金率): 15.865/1,000(昨年度の掛金率17.68/1,000)

うち事業主(国)負担分(負担金率):15.865/1,000(昨年度の負担金率17.68/1,000)

短期掛金率38.56/1,000のうち、15.865/1,000 (例えば、標準報酬の月額が40万円の組合員の場合、毎月6,346円) を高齢者医療制度のために拠出していることになります。

